

○警報発令や非常変災等 に伴う臨時措置

(1) 大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれかの警報または特別警報が発令された場合は、次のような臨時措置をとる。

ア 総社市、岡山市、倉敷市のいずれかに発令された場合

- (a) 午前 6 時の時点で発令中の場合は、全生徒、自宅待機とする。
- (b) 午前 10 時までに解除された場合は、安全に注意しながら登校することとする。
(授業は 5 時間目から実施する。)
- (c) 午前 10 時までに解除されない場合は、臨時休業とする。
- (d) 定期考査期間中など、午前中のみ授業等がある日は、午前 6 時の時点で発令中の場合は臨時休業とする。
- (e) 登校の途中で発令を知った場合は、生徒は安全に注意しながら帰宅し、自宅待機とする。

イ 総社市、岡山市、倉敷市以外の地域に発令された場合

- (a) 学校は通常どおりの授業等を行う。
- (b) 発令されていない市町村に居住する生徒の登下校は通常どおりとする。
- (c) 午前 6 時の時点で発令されている地域に居住する生徒または発令されている市町村を通り抜けて登校しなければならない生徒は、登下校の安全性を各家庭で判断し、登校を見合わせた方がよいと判断した場合は、自宅待機とする。

(2) 荒天や地震などの自然災害による理由で、JR伯備線（倉敷―総社間）またはJR桃太郎線（岡山―総社間）が運休した場合は、次のような措置を取る。

- (a) 午前 6 時の時点で運休中の場合は、全生徒、自宅待機とする。
- (b) 午前 10 時までに運休が解除された場合は、安全に注意しながら登校することとする。（授業は 5 時間目から実施する。）
- (c) 午前 10 時までに運休が解除されない場合は、臨時休業とする。
- (d) 定期考査期間中など、午前中のみ授業がある日は、午前 6 時の時点で運休中の場合は臨時休業とする。
- (e) 登校の途中で運休を知った場合は、生徒は安全に注意しながら帰宅し、自宅待機とする。

(3) 荒天や地震などの自然災害による理由で、JR伯備線（倉敷―総社間）またはJR桃太郎線（岡山―総社間）以外で、通常、登下校に利用する公共交通機関の運休等により、登校が困難な場合は、自宅待機とし、次のような措置を取る。

- (a) 午前 10 時までに運行が開始された場合は、安全に注意しながら登校するものとする。
- (b) 午前 10 時現在、依然として登校が困難な場合は家庭学習とする。
- (c) 多数の生徒の登校が困難と予想されるときは臨時休業とする場合がある。

(4) 上記(1)ーイおよび(3)の理由で登校を見合わせた場合は、保護者からの連絡を確認した上で「出席扱い」とする。

(5) 生徒の登校後に警報が発令された場合や緊急の場合は、校長、教頭、関係者が協議して適切な措置をとる。

令和 7 年 4 月改訂